

会則と役員選挙規程の改正

第34期（2016～2018年）代表幹事

遠藤 公嗣

今から25年前のことです。第23期（1994-96年、二村一夫代表幹事）に、会則の改正をはじめとした学会運営の大改革がおこなわれました。その結果として、若年会員が幹事会など学会運営を担う機会が増え、それは学会の発展につながったと私は理解しています。

しかし、大改革から20年が経過し、かつての若年会員はシニア会員となり、若年会員が幹事に選ばれにくくなっていました。会則に関する課題もいくつか浮上していました。他方2010年前後から、会員数も大会出席者数も増加から減少へ転じていて、対策が必要でした。

私は2016年の冬に代表幹事に選出されました。任期中に学会に何を貢献できるかを思案して、会則の改正と、それに付随する役員選挙規程の改正を、中心課題とすることを決めました。代表幹事の任期は2年と短いだけでなく、改正後の役員選挙規程による選挙実施を考慮すると、2016年春の就任から1年後の2017年春の総会で会則の改正を議決しなければなりません。すなわち、実質は1年間で会員間の合意を形成できなければなりません。私の能力で可能かどうかには懸念がありましたが、就任から改正の検討をすみやかにスタートすると間に合うのではないかと思います。代表幹事の選出から実際の就任まで期間があり、その間にこのような手順を考えることができたのは、とても助かりました。

顧問という役員の新設や、幹事選挙における東海ブロック新設と定員の増員調整など、会則と役員選挙規程の改正の詳しい説明はニューズレター（2017.3.31号、通巻90号）にありますので、それに譲ります。1つだけ記すと、総会の議決事項と、幹事会の審議決定事項を区分して整理し、それを会則で可能なかぎり明記することは、塚原康博事務局長からのコメントが契機でした。コメントを受けて先例をふり返ると、ときの経過とともに区分が混乱していく状況にあることがわかりました。会則の改正で区分を明記できたので、しばらくは混乱がないと思います。

日本の若年人口の急激な減少は、学会の会員数の減少ばかりでなく、学会のあらゆる活動に負の影響を及ぼす可能性が大了。それはすでに顕在化していて、しかも、それは長くつづくでしょう。他方、社会政策とその研究の重要性はますます高まるでしょう。若年会員の活躍によって、これからの学会が衰退しないどころか、発展することを祈念しています。会則の改正によって、若年会員が幹事会など学会運営を担う規定上の準備は完了したので、これを実質化することを若年会員に期待したいです。